

株券上場審査基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場審査基準)	(上場審査基準)
第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象とし、外国株預託証券等の場合には、第2号から第5号まで、第8号及び第9号から第13号まで、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。	第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象とし、外国株預託証券等の場合には、第2号から第5号まで、第8号及び第9号から第13号まで、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(8)の2 上場会社監査事務所による監査	(8)の2 上場会社監査事務所による監査
最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所 <u>(同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)を含む。)</u> をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。	最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。
(9)～(13) (略)	(9)～(13) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
付 則	
この基準は、平成23年10月7日から施行する。	